

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 成光苑
主たる事務所の所在地	大阪府摂津市千里丘3丁目16-7
代表者（職名・氏名）	理事長 高岡 國士
設 立 年 月 日	昭和49年7月16日
電 話 番 号	電話 06-6330-3776

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	高槻けやきの郷通所介護事業所	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	大阪府高槻市番田1丁目60-1	
電 話 番 号	072-662-5888	
指定年月日・事業所番号	平成16年1月1日	
実施単位・利用定員	1単位	定員40名
通常の事業の実施地域	高槻市の一部、茨木市の一部の区域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の概要

- (1) 事業所の構造 鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 延べ床面積 6,367.88㎡
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険指定事業所 平成16年1月1日指定	介護老人福祉施設	平成16年 1月 1日開設 定員 100名
	居宅介護支援事業	平成16年 1月 1日開設 定員 35名/日
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成16年 1月 1日開設 定員 20名
平成20年12月1日指定	認知症対応通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成20年12月 1日開設 定員 12名/日
平成27年4月1日指定	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成27年4月1日開設

5. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年始（1月1日1日から1月3日）休業
営業時間	午前8時00分から午後18時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後17時30分まで

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2名 ※1名介護職と兼務
看護職員	常勤 1名、 非常勤 1名
介護職員	常勤 8名、 非常勤 4名
機能訓練指導員	常勤 1人

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 宇野 篤史
管理責任者の氏名	管理者 中島 康博

9. サービス利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割

の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

＜サービス利用料金＞

サービス利用料金については別紙参照。

(2) 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求をいたします。サービス利用月の翌月28日に契約者指定の金融機関口座からの自動引き落としをいたします。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

※引き落としに要する手数料については、事業所にて負担いたします。

※利用者負担割合につきましては、介護保険給付費を差し引いた差額となります。

(3) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき564円（税別）の食費をいただきます。低所得者については、別紙の低所得者食事代負担軽減規程による。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。 （原則としてサービス利用ごとに必要枚数パット、フラット、パンツ等を御持参いただきます。）
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 ①理美容 理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。（但し、利用日当日に理美容師の出張があるときに限ります。） ②特別に定める教養娯楽設備等の提供及びアクティビティサービス（レクリエーション）、交流活動等ご契約者の希望によりアクティビティサービス（レクリエーション）やクラブ活動に参加していただくことができます。 ③喫茶 1階地域交流スペースにてコーヒーや紅茶等の飲み物、ケーキ等を販売もあります。 ④移動販売（おやつ・パン） 1階地域交流スペースにて、お菓子・パン・ジュース等の販売を致します。 ⑤複写物の交付 ご契約者または代理人の請求により、個人情報保護法を遵守する範囲内において、サービス提供についての記録を閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。（月～金曜日、祝日を除く 9：00～17：30）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

○事業所は、各種のサービス提供について、ご契約者等に対してわかりやすく説明するものとします。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用当日午前8時まで	無料
上記以降	利用料自己負担の50%

10. サービス提供における事業者の義務

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全及び財産の保護に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治の医師と連携し、ご契約者から聴取及び確認のうえで通所介護サービスを実施します。
- ③事業者は通所介護サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者等のサービス提供者と綿密な連携に努めます。
- ④事業者等のご契約者又は他の利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- ⑤サービス提供者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するに当たって知り得たご契約者またはご家族様等に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏らしません（守秘義務）。

個人情報と取り扱いの詳細については、個人情報保護法のもと、事業者により作成している個人情報保護規定に基づき、ご契約者と協議・合意の上、その取り扱いを致します。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

11. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご契約者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) ご契約者等からの苦情解決対策の整備に努めます。
- (3) サービス従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、サービス従事者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

事業者は、サービス従事者、従業員又は擁護者（家族等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合には、速やかに保険者に通報する等の必要な処置を講じるものとします。

12. 身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. サービス利用に関する留意事項

当施設のサービスご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

日常生活上必要とされるもので、別紙「サービス利用のご案内」に記載のもの以外は原則として持ち込むことができません。その他持ち込みをご希望される方は、ご相談に応じます。

(2) 喫煙

施設内での喫煙については、所定のスペースでお願い致します。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当施設の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 金銭及びその他貴重品の持参を原則行なわないようお願いします。

1 4. 衛生管理

管理者が従業員の健康診断の結果を把握する、感染症予防マニュアルを整備し、従業員に周知するなど感染予防に必要な措置がとれるよう努めます。

1 5. 緊急時における対応方法

当施設において、サービスの提供を行っているときにご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかにご契約者のご家族等へ連絡を行うとともに必要な処置対応をさせていただきます。

1 6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び高槻市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 7. 損害賠償について

○当施設において、サービス提供者の責任によりご契約者に生じた損害については、サービス提供者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、サービス提供者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<損害賠償がなされない場合>

以下の場合には、サービス提供者の責めに帰すべき事由が認められない限り、ご契約者に生じた損害を賠償いたしません。

- ①ご契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、又は虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害
- ②ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）をサービス提供者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害
- ③ご契約者の急な体調の変化等、サービス提供者の実施したサービスを原因としない事由をもつぱらの原因として発生した損害
- ④ご契約者が、サービス提供者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもつぱらの原因として発生した損害
- ⑤地震等の天災の事由により事業者がサービス提供が不能となった場合に発生した損害
- ⑥感染症等による事由により事業者がサービス提供が不能となった場合に発生した損害

○地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施不能となる場合には、契約者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

18. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

19. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧要支援認定の有効期間満了日より1年間、一切利用が無かった場合

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にご自身の心身の状況や病歴について、故意に告げず、又は虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、その後3か月間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が医療上において介護老人福祉施設の対象外となった場合
- ⑤介護老人福祉施設に入所した場合
- ⑥暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。
- ⑦家族等が、サービス利用に関する事業者等の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、あるいは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められる場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘定し、必要な援助を行なうように努めます。

(4) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

20. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-662-5888 面接場所 当事業所の相談室
担当者	生活相談員 宇野 篤史 電話番号 072-662-5888

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高槻市健康福祉部福祉指導課	電話番号 072-674-7821
	高槻市健康福祉部長寿介護課	電話番号 072-674-7166
	大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 06-6949-5418

21. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

高槻けやきの郷 通所介護事業所

説明者職・氏名 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名 印